

広島県内市町の乳幼児医療費補助の一覧（2023年8月1日現在）



市町名	対象年齢	一部負担金
坂町	入通院とも中学校3年生まで	①住民税課税世帯は、1医療機関につき1日500円。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで ②住民税非課税世帯は入院・通院とも無料
府中町		①住民税課税世帯は、1医療機関につき1日500円。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院・通院とも月4日まで ②住民税非課税世帯は入院・通院とも無料
廿日市市		①未就学児は入院・通院とも無料 ②小学生以上は、1医療機関につき1日500円。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
広島市		入院は無料 通院は ①保護者の所得額が基準額未満（※）の場合、1医療機関につき、初診料算定時1日上限500円（月4日まで） ②保護者の所得額が基準額以上（※）の場合 ・未就学児は初診料算定時1日上限1,000円（月2日まで） ・就学児は1日上限1,500円（月2日まで） ・第三子以降の子どもは初診料算定時1日上限500円（月4日まで） ③保護者の所得額が所得制限額以上（※）の場合は、補助対象外
東広島市	入院：高校 3年生まで 通院：中学校3年生まで	1医療機関につき1日500円。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
尾道市、三次市、安芸高田市、北広島町、安芸太田町、庄原市、大崎上島町、世羅町、神石高原町	入通院とも18歳到達後最初の3月31日まで	
三原市、府中市、大竹市、福山市、江田島市、熊野町	入通院とも中学校3年生まで	
呉市、竹原市、海田町	入院：中学校3年生まで 通院：小学校6年生まで	

※広島市 一部負担金の基準額及び所得制限額

扶養親族等の数	一部負担金の基準額	所得制限額
0人	295万2千円	532万円
1人	333万2千円	570万円
2人	371万2千円	608万円
3人	409万2千円	646万円
4人以上	1人につき38万円を加算	1人につき38万円を加算